

水銀関係の許可証の書換えの手続きについて

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）の許可業者の方で、平成 29 年 10 月 1 日以後の初回更新又は変更許可申請を待たず、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の取扱いを明示する旨の許可証の書換えを希望される方は、次の書類等を各申請窓口に提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理業廃止届・変更届出書（様式第十一号） ※記載例は別紙を参照してください。
<input type="checkbox"/>	既得の許可証の写し
<input type="checkbox"/>	許可証の交付を郵送で希望する場合は、440 円分の切手を貼付した A4 判が入る返信用封筒（クリアファイルでの郵送希望の場合は、460 円分の切手を貼付するか、レターパックプラス（520 円））をご用意ください。

別紙(記載例)

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

令和3年2月1日

神奈川県知事 殿

届出者

住所 〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通1

氏名 神奈川環境株式会社

代表取締役 神奈川 一郎

電話番号 045-210-XXXX

FAX番号 045-210-△△△△

平成XX年XX月XX日付け第014XXXXXXXXXX号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止
変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	産業廃棄物の種類のうち次 ・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	産業廃棄物の種類のうち次 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) (ふりがな) 名称		現に取扱っている水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等 について、該当する産業廃棄物の種類を記載 ※ 記載例は廃蛍光灯の取扱いがある場合	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

廃止又は変更の理由 省令に水銀使用製品産業廃棄物(水銀含有ばいじん等)が定義され、その取扱いを許可証に表示することとなったため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式のすべての例により作成した書面を添付すること。